

「検査済証のない建築物に係る建築基準法適合状況調査」

基本料金表

20220401

- 調査対象規模は、地上5階以下に限ります。(調査対象建築物の棟単位において)
- 原則的に昭和56年6月1日以降に確認済証交付を受けた建築物についてお引き受けします。
- 法適合判断に必要な追加調査等を弊社が実施する場合は別途追加料金を申し受けます。
- 構造計算プログラム(鉄骨・RC造に限る)による構造検証はオプションでご利用も可能です。

【基本料金】

* ご提出頂いた確認図書(構造計算書含む)等による図上調査+現地調査1回+報告書1通の基本額

区分 用途・規模(棟単位)		建築基準法第6条第1項による該当号の別 (◆調査対象となる建築物の棟単位で適用します。)			
		一号	二号	三号	四号
一戸建て住宅【08010】 兼用住宅【08060】 又は併用住宅(※1)	100㎡以下	/	165,000円	132,000円	
	～200㎡以下		198,000円	176,000円	
	200㎡超		*別途お見積りしますので資料ご提示願います。		
長屋【08020】 共同住宅【08030】 (※1)	100㎡以下	(R1.6.24以前に確認済証交付を受けた共同住宅に限る)	242,000円	209,000円	
	～200㎡以下		275,000円	231,000円	
	200㎡超	*別途お見積り致しますので資料をご提示願います。			
上記以外の用途	面積問わず	*別途お見積り致しますので資料をご提示願います。			

【特記事項】

- ※1 : 事務所、店舗、車庫など住宅以外の用途が50㎡を超える場合は、30%加算です。
- ※2 : 消防法、建築基準法(第12条)、省エネ法など建築物に関する必要な届出、検査、定期報告がなされていない場合の行政手続きは、依頼者様にてお願い致します。
- ※3 : 関係規定は許可権者のみが法適合判断できることから、許可書原本等がない場合は、概要のみ調査しての報告となります。
- ※4 : 法第20条(構造規定)については、構造図、構造計算書及び工事監理資料並びに現地調査時の目視・簡易な計測等による判定とさせていただきますので、非破壊検査等を必要とする場合は、依頼者様にて調査実施と報告書提出をお願い致します。
防火設備、非常用照明、排煙・換気設備、昇降機等の動作試験に関しても同様とします。
- ※5 : 調査結果に係わらず引受、ご請求後の減額・返金は致しませんのでご了承下さい。